令和５年度事業報告書

令和５年度（令和５年４月１日から令和６年3月31日まで）は、以下のような事業を実施いたしました。

新型コロナウィルス禍に伴う活動制限も徐々に解消され、定例会の開催方法もZoom主体から実体開催へと元に戻りました。成年後見等案件の受任件数は、増加の傾向にあります。

１．定款に明記された特定非営利活動に係る事業

前年度の総会で議決された事業の実施状況は、以下のとおりです。

（１）実施した事業

①成年後見制度、任意後見制度(以下、成年後見制度等という。）の利用に関する助言、支援、その他相談事業

②成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人(以下、成年後見人等という。）の受任に係る事業

③市民後見人、成年後見制度等の普及、啓発事業

（２）一部のみ実施した事業

市民後見人の支援・養成を行う事業については、当法人の各業務担当者が円滑に活動できるよう、法人として支援を行いました。なお、四街道市でおよそ10年ぶりに、市民後見人養成講座が開催され、理事長が1コマ講義を行いました。

（３）実施しなかった事業

成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人(以下、成年後見監督人等という。)の受任に係る事業については、家裁その他からの受任の打診はありませんでした。

２．その他特定非営利活動に係る事業

（１）新会員の獲得

法人受任の基盤をより強固にするため、業務担当者に限らず、多様な能力を持った新会員の獲得を図った結果、複数名の新規入会者を迎えることができました。１の（３）で触れた市民後見人養成講座の修了者からは、入会手続きに関する打診が複数あったものの、いまだ入会には至っていません。

（２）ホームページの更新

ホームページの内容が固定化、陳腐化しないよう、随時内容の更新を目指しましたが、定例会等の会議の開催報告の掲載等にとどまりました。

（３）ＩＴ体制の強化

不調が目立っていたノートＰＣの更新を行ったほか、毎月の監査時のデータ受け渡し等に活用するためのWebシステムとして″Ｂｏｘ″を導入し、運用を開始しました。

（４）成年後見人等の受任状況

令和５年度末時点での対応件数は ３２ 件です。

種類／年度	法定後見			任意後見等委任契約				合　計 A＋B+ C+D
	成年後見（A）	保佐（B）	補助（C）	契約締結総数（D）	現況内訳			
					未開始	見守り等	任意後見	
令和 5 年度	13	3	0	16	1	13	2	32

（単位：人）

※法定後見の新規受任案件は、４ 件（後見３件、保佐１件）でした。

※任意後見の新規受任（＝任意後見監督人選任）案件は、１ 件でした。

※ご本人死亡による終了案件が、３ 件ありました。うち１件は、相続人側の事情で引継ぎが遅延しており、案件としては継続中です。

※終了案件を含む、設立以来の累積受任案件は、４９ 件です。

３．特定非営利活動に属さない収益事業

実施しませんでした。

４．会員の現況

令和５年度終了時点における会員数および構成は、以下のとおりです。

会員種別	内　　訳		合　　計
正会員	男性	６	１４
	女性	８	
賛助会員	個人	３３	３３

※　正会員には、議決権のない休会中の会員２名を含みます。

５．成年後見業務の遂行及び監査体制

各業務担当者には、毎月末締めで事務報告書と収支報告書を作成し、翌月 5日までに専任の業務監査担当者（以下、内部監査担当者）宛に資料を提出してチェックを受けることを義務付けています。

個別案件の定期報告については、家庭裁判所への提出期限の 1 か月前までには業務担当者が書類を整備することとし、内部監査担当者のチェックを受けた後、理事長が最終確認して裁判所に提出します。なお、理事長が担当者でもある案件については、他の理事が内容確認を行うこととしています。

個別案件の業務遂行方法につき疑義が生じたり、先例がない場合には、理事会で問題点を整理した後、法人として裁判所に連絡票を提出して判断を仰ぐこととしています。

６．内部研修

実施しませんでした。

７．保険加入状況

前年度から継続して、成年後見に係る業務過誤賠償責任保険(引受保険会社：株式会社 損害保険ジャパン)に加入しています。

８．成年後見制度等に関する普及・広報活動

（１）成年後見関係行事への参加（いずれも理事長が出席）

①市民後見人養成講座（講師）

日　時：令和５年１２月２日（土）

主　催：四街道市（社会福祉課）／運営受託：ＦＰＩＣ

参加者：一般市民

② 障害のある方の成年後見制度の利用について（講演）

日　時：令和５年１２月２３日（土）

主　催：四街道市（高齢者支援課）

参加者：一般市民

９．会議（総会、理事会、定例会）

会議の種類	開催回数	開催日
総会	通常総会 １ 回	令和５年６月11日
理事会	３回	令和５年８月13日、令和５年12月28日 令和６年２月11日 ※適宜テレビ会議システム(ZOOM)と実体開催を使い分けました。
定例会	12回	令和５年４月14日、令和５年５月14日 令和５年６月11日、令和５年７月９日 令和５年８月13日、令和５年９月10日 令和５年10月８日、令和５年11月12日 令和５年12月10日、令和６年１月14日 令和６年２月11日、令和６年３月10日

10．定款変更

成年後見制度の利用開始に至らない段階での財産管理等事務、死後事務の受任に係る事業につき、受任根拠を明確化するため、千葉県知事の認証を受け、定款改定を実施し、変更登記を完了させました。（赤文字部分が改定箇所です。）

新	旧
第５条　この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)　特定非営利活動に係る事業 ①　成年後見制度、任意後見制度（以下「成年後見制度等」という。）の利用に関する助言、支援、その他相談事業 ②　成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人（以下「成年後見人等」という。）の受任に係る事業 ③　成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人（以下「成年後見監督人等」という。）の受任に係る事業 ④　一般市民という特性を生かし、現に成年後見人等及び成年後見監督人等としての活動を行い、あるいは将来行うことを目指す方々（以下「市民後見人」という。）の支援・養成を行う事業 ⑤　市民後見人、成年後見制度等の普及、啓発事業 ⑥　財産管理を中心とする日常生活支援や権利擁護を行う事業 ⑦　遺言、相続、死後事務等に関する事業 ⑧　その他前各号の目的を達成するために必要な事業 ⑨　前各号に付帯する一切の事業	第５条　この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)　特定非営利活動に係る事業 ①　成年後見制度、任意後見制度（以下「成年後見制度等」という。）の利用に関する助言、支援、その他相談事業 ②　成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人（以下「成年後見人等」という。）の受任に係る事業 ③　成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人（以下「成年後見監督人等」という。）の受任に係る事業 ④　一般市民という特性を生かし、現に成年後見人等及び成年後見監督人等としての活動を行い、あるいは将来行うことを目指す方々（以下「市民後見人」という。）の支援・養成を行う事業 ⑤　市民後見人、成年後見制度等の普及、啓発事業 ⑥　その他前各号の目的を達成するために必要な事業 ⑦　前各号に付帯する一切の事業